

令和元年度 第3回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

1 開催日時 令和2年1月30日(木) 14:00～15:55

2 開催場所 習志野市役所 市庁舎GF(グランドフロア) 会議室AB

3 出席者

(会長)小川 利枝子

(副会長)荒原 ちえみ

(委員)金子 敏和、国枝 譲二、久保木 俊光、小林 恵子、
瀬戸川 加代、細川 淑以、森田 高広、柳 賢一

以上10名

(市職員) 習志野副市長 諏訪 晴信、協働経済部部長 片岡 利江、
協働経済部次長 根本 勇一

[国保年金課]

国保年金課長 永田 悦朗、調整係長 上野 智子、
国民健康保険係長 角田 暁子、主査 菊池 美鈴、
主査補 半田 さゆり、副主査 今井 恵司、
主事 齋木 若菜、主事 塚越 健善

[健康支援課]

健康福祉部主幹 児玉 紀久子
健康福祉部主幹 相原 由美子

〈記録:国保年金課 主事 齋木 若菜〉

4 欠席者

(委員)小林 智、杉戸 一寿、田島 和憲

5 審 議 審議(1)国民健康保険料の保険料率改定について

6 議 題 報告(1)令和2年度国民健康保険特別会計予算の見通しについて

7 答 申

8 そ の 他 その他(事務連絡等)

9 会議資料 ※別添資料

審議に関する資料

(1) 国民健康保険料の保険料率改定について

報告内容に関する資料

(1) 令和2年度国民健康保険特別会計予算の見通しについて

開 会

- ・小川会長より会議が開会され、
 - 本日の出席委員が定足数に達しているため会議が成立すること
 - 本日の運営協議会は原則公開だが、審議内容により公開・非公開の判断が必要になった際は、改めて審議すること
 - 傍聴希望者については、定員に達するまでは入場を許可することが確認された。

会議録の作成等

- ・会議録については要点筆記とし、ホームページ及び情報公開コーナーで公開する。

諮問

- ・市長の代理として諏訪副市長より小川会長へ諮問書の手交をした。

審議

- ・会長の指示により、永田課長(市)が審議(1)について、資料に基づきモニター画面にて説明した。内容は次のとおり。

審議(1) 国民健康保険料の保険料率改定について

- 国保事業費納付金について1月10日に確定係数に基づく額が示されたが、11月の試算結果と大きく変わらない金額となっている。国保事業費納付金の状況と保険料率の改定について説明。
- 保険料率は国保事業費納付金等の支払いに充てるため、必要な金額を徴収できるように設定する。令和2年度に保険料率を改定しない場合、約1億4,000万円の収支不足が見込まれるため、収支均衡を図る必要がある。なお、これは令和2年度・単年度の収支均衡を図るものであり、令和3年度以降の負担増については、加味しない。
- 赤字補てん繰入金は、保険料の不足などによって生じる国民健康保険特別会計の収支不足を一般会計からの繰入金により補てんするものである。繰入金により保険料負担を軽減することができるが、その財源は市民から幅広く徴収する市税等であり、継続的な課題とされてきた。国の財政支援の拡充などにより平成30年度決算でその他繰入金が解消されたが、今後も保険料負担の急変に注視しつつ、原則として0を維持したいと考える。

- 国保事業費納付金は千葉県が国保運営に必要な費用を積算し、市町村ごとの納付金額を決定する。市町村は徴収した保険料等を財源として、納付金を支払うこととなる。したがって、市町村は納付金を支払うための保険料収入が必要であり、納付金は保険料率改定の主な要因となる。
- 千葉県から確定係数による算定結果が示された。医療分で、24億1,664万9,000円、後期高齢者支援金分で、8億7,283万5,000円、介護納付金分で、3億2,473万8,000円、計36億1,422万2,000円で、対前年度比1,797万7,000円、0.5%の増となった。本市が見込む被保険者数により、1人あたり納付金額を算出した結果、医療分8万1,096円、対前年度比3,737円、4.8%の増、後期高齢者支援金分2万9,290円、対前年度比860円、3.0%の増、介護納付金分3万4,713円、対前年度比2,309円、7.1%の増、計12万1,283円、対前年度比5,648円、4.9%の増となっている。
- 国保事業費納付金の増加要因だが、医療分は千葉県全体の医療費の増加に伴う、1人あたり保険給付費の増加、後期高齢者支援金分は、全国的な後期高齢者の医療費の増加に伴う1人あたり負担見込額の増加、介護納付金分は全国的な介護給付費の増加に伴う1人あたり負担見込額の増加が要因である。保険料負担を抑制するために、被保険者の制度の理解や、効果的な保健事業の実施など、県内全体の医療費を抑制していくことが求められる。
- 激変緩和措置は国保の都道府県化に伴い、負担が増加する市町村に対して保険料負担の1年あたりの増加幅を緩和し、負担の急増を避ける仕組みである。令和2年度の1人あたり標準保険料は本来、平成28年度対比で18.3%増の11万4,647円だが、激変緩和措置により11.7%増10万8,196円になり、負担の伸びを抑えられている。
- 現行の保険料率と標準保険料率を比べると主に均等割で乖離が生じている。
- 千葉県が示す標準保険料率を参考としつつ、本市収納率の状況等を反映し、改定額を算出した結果、医療分の均等割は20,900円、3,500円の増、後期高齢者支援金分の均等割は12,300円、400円の増、介護納付金分の均等割は14,800円、1,700円の増となる。また、介護納付金分の所得割が2.2%、0.2ポイントの増となる。
- 改定後の保険料率と千葉県から示された標準保険料率を比較すると、標準保険料率との乖離が小さくなる。
- 改定を行った場合の影響は、全被保険者の平均で、1世帯あたりの年間保険料は、介護納付金なしの世帯では13万7,150円で、4,253円、3.2%の増、介護納付金ありの世帯では17万350円で、7,231円、4.4%の増となる。1人あたりの年間保険料は、介護納付金なしの方では9万3,289円で、2,892円、3.2%の増、介護納付金ありの方では12万2,567円で、5,518円、4.7%の増となる。
- 所得区分別年間保険料の変化は、例えば介護納付金なしの1人世帯では、医療分と後期高齢者支援金分の均等割額の引き上げにより、所得100万円から300万円の世帯では、合わせて3,900円の増。低所得の世帯は保険料の軽減措置があるため、33万円以下及び50万円の世帯では、引き上げ幅が小さくなっている。介護納付金ありの世

帯では、介護納付金分は所得割額も含めた改定となるので、所得の高い世帯ほど、影響額が大きくなっている。

- 改定を行った場合、歳入への影響額は総額で1億4,202万円の増加となり、うち、被保険者の方々にご負担いただく保険料が1億236万3,000円、公費負担である基盤安定繰入金が3,965万7,000円となる。基盤安定繰入金は、保険料の軽減及び、保険者支援を目的とした一般会計からの法定内繰入金で、保険料率の改定で、均等割の軽減総額が大きくなることなどにより、波及増があるものである。公費の負担割合は、国・県が4分の3、市が4分の1となっている。
- 令和3年度以降の見通しについて、1人あたり医療費は全国的に増加傾向であり、今後この傾向は続くことが予想される。また都道府県化に伴い、県内市町村の負担の平準化が進んでいる中、本市は比較的所得水準が高い団体であり、所得に対する保険料負担が、比較的小さい状態であるため、負担が増加していくことが予想される。保険料負担を抑制するため、保険料の適正賦課や収納率の向上、医療費の適正化を図っていきたい。

▽以上の説明に対し、質疑及び意見を求めた。

森田 高広委員：医療費が増加し、1人あたりの給付費が増加する傾向は、構造的な問題で、すぐには改善できないと思う。一方、収納率の改善については、これからどのようなことをしていけばいいのか。

国保年金課長 永田 悦朗：国保年金課の取組としては、国民健康保険料の支払い方法を原則口座振替としており、加入の際に窓口で案内をしている。なるべく支払い忘れがないような状況を作りたい。また、支払いが滞っている方に対しては税制課が取り組んでいるが、連携をとりながら、取り組みや体制を継続していきたい。

柳 賢一委員：被用者保険も5、6年前をピークに多くの健康保険組合が料率を引き上げており、今は落ち着いているが、今後、団塊の世代が後期高齢者になってくると保険料が上がる試算がされている。被用者保険では、被保険者の収入が伸びているので、料率を上げなくても保険料収入が伸びているのが現状だが、習志野市は所得の水準が高いという説明があった。最近の伸びや動向を伺いたい。

国保年金課長 永田 悦朗：国保の都道府県化に伴い、所得シェアという言い方をしているが、その自治体の所得の大きさによって納付金額が変わる仕組みとなっている。所得シェアの導入によって、保険料率が上がる団体、下げる団体がそれぞれあるが、習志野市は上がる団体の方であり、今は激変緩和措置によってある程度影響を抑えてもらっている。所得と保険料の関係について、昨年度の状況を申し上げますと、所得に占める保険料の割合は、習志野市は12.05%だったが、所得の低い自治体では16.89%となっている。今後は、このような差を埋めるように保険料負担の平準化が進むため、習志野市では負担が増えることが見込まれる。また、先ほど柳委員から今後の医療費についてお話があったが、国保の方でも同じような状況であり、団塊の世代が70歳に到達したことにより、

医療費が増加し、保険者負担も増えている。

柳 賢一委員:医療費が上がっていくからから保険料を上げるというロジックではなく、やはり医療費の適正化をしっかりとやっていくことが重要だと思っている。被用者、地域保険問わず、市の情報も得ながら、医療費の適正化を行っていきたい。

小林 恵子委員:実際に医療費が上がってきている具体的な要因を教えてください。
習志野市の傾向と分かれば千葉県全体の要因をうかがいたい。内容によっては、例えば市民へのPRなども含めて取り組めるのではないかと思う。

調整係長 上野 智子:平成29年度と平成30年度を比べて、習志野市で大きく増えているのは骨折と乳がんであった。県全体については、現時点では調べていない。

小川 利枝子 会長:健康支援課で分かる範囲でお答えいただきたい。

健康福祉部主幹 児玉 紀久子:今年度から40歳から75歳の女性を対象に5歳刻みで骨粗しょう症健診を実施している。健康増進法では対象者は70歳までとなっているが、習志野市では医師会と相談して、対象を5歳伸ばし、75歳までにすることで、病気の早期発見と予防をしていきたいと考える。また、乳がんに関しては、早期発見・早期治療が一番大事であると考えている。乳がん検診は国の指針に基づいて実施しているが、こちらにも力を入れていきたい。なお、習志野市医師会の企画で、2月8日の土曜日14時から消防庁舎で骨粗しょう症の話をする予定である。特に女性の方は、早い時期からの予防が大切である。

調整係長 上野 智子:補足だが、骨折した人は女性が多く、高齢になるほど件数や医療費が高くなっている。

小林 恵子委員:高齢者担当の課も介護予防事業に力を入れるなど連携を図りながら、元気な高齢者が増えるよう対策をしていただきたい。また、乳がんについては、検診を受けていた人と受けてない人の発症などのデータはないのだろうか。もしあれば、検診を受けたことで早期受診・早期発見につながるのだというPRにもなるかと思うが、何か示せるものはあるか。

健康福祉部主幹 児玉 紀久子:そういった資料の用意は、やはり難しいのが現状である。

小林 恵子委員:そういった統計はなかなかでていないので、自分達で作るのも難しいと思うが、具体的な統計があると説得力があると思うので、ぜひ、検討していただきたい。

また、先ほど収納率が話題になったが、かつて前納報奨金だったか、最初に全納すると、保険料が少し安くなる制度があったかと思うが、最近耳にしない。今どうなっているのか。
国保年金課長 永田 悦朗:10年位前にこちらの部署にいたが、過去にそういった制度があったと聞いた事はあるが、当時から制度はなかった。現状、本市でそのような制度はない。また、近隣の市町村でもやっていないと思われる。

小林 恵子委員:1人あたり医療費が増加しているといっても、被保険者の中には、まめに医療機関にかかる方もいれば、ほとんど利用しない方もいる。健康な方や、保険料をきちんと払っている方が、がんばろうと思えるようなことを、今後検討いただきたい。

国保年金課長 永田 悦朗:被保険者が健康であるための動機づけは、今後も考えていかなければと思う。広報やホームページ、国保の手引きなどでもお知らせしているが、伝え方を工夫しながら、より効果的な情報提供を図りたい。

小川 利枝子 会長:過去に、習志野市でも前納報奨金があった記憶がある。今現在、千葉県内でどのような仕組みがあるかを調べると、参考になるかもしれない。また、先ほどの医療費の増加要因については、市の傾向と県の傾向を把握して、市の立ち位置を知る中で、進めていくべきではないかと思う。

細川 淑以 委員:国民健康保険に加入しており、受診される患者さんの中で、自己負担の2割3割の残りの費用は保険者が出しているという事を、御存じでない方が多い。また、製薬会社は新しい薬をたくさん開発しているが、やはり高額であり、1番働き盛りの方は健康なので、あまり受診してないという現状がある。

小川 利枝子 会長:医師会御推薦の細川委員から御意見をいただきましたが、薬剤師の立場からはいかがか。

久保木 俊光 委員:セルフメディケーションとして、ある程度御自分で健康管理をしていただく必要があると思うが、最近はずまず病院にかかろうという意識があって、医療費もかさんでいる。習志野市でも、運動の街のような感じで健康管理に繋がられるのではないか。本当に大変な病気の方が医療にかかっていたら、一般的な病気の場合はできるだけ医療にかからなくても大丈夫なようになっていくことが基本だと思う。

小川 利枝子 会長:御自身で予防に努め、健康管理をしていただくことは重要だと思う。

瀬戸川 加代 委員:乳がんの治療では、1年から1年半で薬の耐性ができるので、新薬を試すという流れになっている。病院、薬局の両方で高額療養費の限度額という状況が何年も続くが、医療費の明細を見ると、1か月で約100万円かかっており、そのうち、自己負担は44,400円。残りのおよそ95万円は国保が払うということになる。保険料を払える人より、医療が必要になる人の方が、増えるペースが速い。必要な医療費が増えているから、保険料率を上げているのが現状だと思うが、オプジーボのような高額な新薬も開発されていて、このまま保険料を値上げしていきけるのだろうかと感じている。

荒原 ちえみ 副会長:習志野市で医療費が増えている理由として、骨折と乳がんがあったと思うが、金額が高くなっているのか、それとも件数が増えているのか教えていただきたい。

国保年金課長 永田 悦朗:件数についてまとめた資料を用意しておらず、この場でお答えできない。

荒原 ちえみ 副会長:小林委員の質問で、習志野市での最近の医療費の傾向がわかった。それに伴い、先ほど健康支援課の方で話があったかと思うが、今後どのように力を入れていくか、今後の方針も伝えていただけないかと思う。また、今回の保険

料の改定について、均等割を上げるということだが、やはり子どもの均等割はなくしてほしい。子どもが1人、2人いたら保険料はいくら上がるのか。

国保年金課長 永田 悦朗:この度の保険料率改定に伴い、子ども1人あたりの均等割の額は1年間で3,900円、2人だと7,800円になる。ただし、低所得世帯には軽減措置があるので、年間所得33万円以下の世帯で申し上げると、7割軽減となり、1人あたりの子どもの保険料は年間1,200円である。また、100万円の世帯の方であれば5割軽減で、その場合、子ども1人あたり2,000円である。所得が200万円以下の世帯では、人数によっては2割軽減の対象となり、その場合は1人あたり3,200円である。なお、習志野市国保世帯主の7割強が、年間所得200万円未満である。

荒原 ちえみ 副会長:滞納世帯が2019年6月の現状で3,073名という話をしたことがあるが、やはり保険料が高すぎて払えない方が多いと思う。この現状をどう思うか。

国保年金課長 永田 悦朗:低所得世帯に対しては軽減制度があるが、状況を申し上げると、軽減を受けている世帯は全体の約42%である。

▽質疑及び意見は以上となる。

小川 利枝子 会長:皆様の意見をまとめると色々な課題があるが、国民健康保険料の保険料率改定について同意することを決定することに異議はないか。

(異議なし)

○採決の結果、賛成多数により国民健康保険料の保険料率改定について同意となった。

小川 利枝子 会長:国民健康保険料の保険料率改定について同意となったが、医療費の適正化について多く意見があったため、答申書に但し書きを付すこととしたい。

(異議なし)

○内容は以下のとおり。

【医療費の適正化】

・国保財政の健全な運営に向け、保険者として医療費の適正化に取り組むよう努めること

【市民への周知】

・国民健康保険料の保険料率改定について、市民への理解を得るため、周知を図ること

【医療費の増加】

・医療費増加の要因を検証し、医療費を抑制するための方策を講じること

小林 恵子委員:医療費を抑制するという表現より適正な医療費という表現にした方が良いと思う。

荒原 ちえみ 副会長:市民への理解を得るための周知ではなく、丁寧に説明するというような内容にし、健康増進に努めるという文言を加えた方が良いと思う。

○委員の意見を踏まえ、答申書に下記の内容を付す。

【医療費の適正化】

・国保財政の健全な運営に向け、保険者として医療費の適正化に取り組むよう努めること

【市民への周知】

・国民健康保険料の保険料率改定について、市民への理解を得るため、周知を図ること

【医療費の増加】

・医療費増加の要因を検証し、適正な医療費を維持するための方策を講じること

○採決の結果、全員賛成により、上記の内容で事務局が答申(案)を作成することとなった。

報告事項

・会長の指示により、永田課長(市)が報告(1)について、資料に基づきモニター画面にて説明した。内容は次のとおり。

報告(1)令和2年度国民健康保険特別会計予算の見通しについて

○歳入歳出予算の予算総額は138億8,000万円で、前年度に比べ1億1,000万円、0.8%の増となっている。令和2年度の被保険者数は2万9,800人、前年度予算に比べて1,300人、4.2%減少と見込んでいるものの、1人あたり医療費の増加などにより、保険給付費で6千万円増加している。

○歳入の主なものの構成比は、保険料は21.8%、30億2,000万円、県からの交付金などの県支出金は71.2%、98億8,000万円、一般会計からの繰入金は6.7%、9億4,000万円となっている。

○歳出の主なものの構成比は、被保険者の医療費などに対する保険給付費は70.4%、97億7,000万円、千葉県全体の国保運営に必要な財源として、市町村が負担する国保事業費納付金は、26.0%、36億1,000万円となっている。

○被保険者1人あたりの保険給付費の推移について、1人あたりの保険給付費は、1人あたり医療費の増加などにより、年々増加を続けており、令和2年度は、32万7,906円、前年度に比べ1万5,557円、5.0%の増加を見込んでいる。

○1人あたり国保事業費納付金は、令和2年度は、12万1,283円、前年度に比べ5,648円、4.9%の増加を見込んでいる。

○被保険者1人あたりの保険料は、被保険者の所得の増加などにより、わずかに増加傾向であるが、令和2年度は料率改定を見込んでおり、10万2,481円、前年度に比べ3,476円、3.5%の増加を見込んでいる。

○市町村は、千葉県が算定する標準保険料率を参考としつつ保険料率を決定するが、料率改定により標準保険料率との差は縮小する見込みである。

○令和2年度における主な制度改正として、2点説明したい。1点目は、賦課限度額の引き

上げについてだが、賦課限度額は一定以上の収入があっても保険料は賦課限度額までとなる仕組みである。高所得者の過度な負担に配慮したものだが、保険料負担の公平の確保及び、中低所得層の保険料負担の抑制を図るため、見直しが行われるものである。区分ごとの賦課限度額は医療分を2万円引き上げ63万円、介護分を1万円引き上げ17万円とするものでその結果、総額は99万円となる。

- 賦課限度額を超過する所得のある世帯数は、医療分では336世帯が322世帯に、介護分は232世帯が204世帯となる。限度額に到達する収入額だが、世帯構成や収入の種類によって異なるので、2人世帯で、世帯主のみ収入があり、給与収入のみのモデルケースの場合、医療分では1,070万円が1,100万円に、介護分は829万円が879万円となる。保険料の賦課総額に与える影響額としては、医療分で646万1,000円、介護分で211万4,000円、合計857万5,000円の増加を見込んでいる。
- 2点目は軽減対象所得の基準額の引き上げについてだが、厚生労働省は、消費者物価などの経済動向を踏まえ、見直しをすることとしており、令和2年度の改定は、令和元年度に引き続き、軽減対象所得の基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大するものである。改定のイメージとしては、5割・2割の軽減基準額を引き上げ、これまで2割軽減だった世帯の一部が5割軽減に、これまで軽減なしだった世帯の一部が2割軽減となる。改定の内容は、5割軽減の基準額で、世帯に属する被保険者数に乗じる金額を、28万円から28万5,000円に、2割軽減の基準額で、世帯に属する被保険者数に乗じる金額を、51万円から52万円にするものである。
- 改定の影響は、5割軽減は2,331世帯から2,373世帯に、2割軽減は2,418世帯から2,457世帯となり、7割軽減を含めた合計9,618世帯が9,699世帯となる。影響を受ける世帯数としては、軽減2割から5割となる世帯が42世帯、軽減なしから軽減2割となる世帯が81世帯であり、合計123世帯の保険料が減額となる見込みである。
- 令和2年度の本市の取組として、2点説明したい。1点目は、資格管理の効率化のためのオンライン資格確認の体制構築である。全国的な体制構築への対応となるが、医療機関などの窓口において、オンラインで資格情報の確認を行うことができる「オンライン資格確認等システム」の体制構築に向けて、システム改修等を行う。オンライン資格確認の実施により、国保の資格を失った後に、国保の保険証を使って受診してしまうケースなどが減少し、資格管理の効率化等が期待される。2点目は、医療費の適正化及び保健事業の効果的な実施に向けてのデータヘルス計画の中間見直しである。被保険者の健康の保持増進を図るために、データヘルス計画の中間見直しを実施し、保健事業の実施状況の評価や目標値の見直し等を行う。

▽以上の説明に対し、質疑及び意見を求めた。

小林 恵子委員：資料7ページのスライド14だが、この表の最後の部分に軽減なしから軽減2割となる世帯が81世帯となっているが、これは39世帯の誤りではないか。

国民健康保険係長 角田 暁子：81世帯で間違いはない。軽減なしから2割軽減になる世

帯は81世帯だが、2割軽減から5割軽減になる世帯が42世帯あるため、差引き39世帯が、2割軽減世帯の増ということである。

小川 利枝子 会長:内容はわかったが、表の作りとしては、わかりやすくなるよう工夫していただきたい。

▽質疑及び意見は以上となる。

答申

・会長の指示により、上野係長(市)が答申について、資料に基づき答申書の案を読上げた。

○答申書(案)を答申とすることが可決となった。

○全員賛成により答申書(案)を答申とすることとなった。

▽質疑及び意見は以上となる。

閉 会

小川会長より閉会が宣言された。